

「言語としての手話の普及を進めるとともに聞こえに障害のある人とない人とが支え合う
社会づくり条例（仮称）案」の骨子に対する意見募集【結果】

<募集期間> 平成 29 年 12 月 15 日（金）から平成 30 年 1 月 5 日（金）まで

<意見提出数> 55 個人・1 団体、154 件

項目	御意見・提案の趣旨	府の考え方
名称	条例の名称は、共生社会実現への第一歩として大賛成です。	この条例については、手話を言語として普及するとともに、ろう、難聴、盲ろう等様々な聴覚障害への理解とそのコミュニケーション手段を普及することにより、聴覚障害の有無にかかわらず共生社会の実現を目指すことを目的としており、これらの意図を表した名称です。
	条例の名称が長くわかりにくい。	
前文	京都の聴覚障害者の取り組みの歴史などをきちんと条例に書き込み、条例の目的や、制定の背景などが誰からも分かるようにすべき。	前文には、手話やコミュニケーションの意義や聴覚障害の分野における京都の歴史を踏まえた上で、障害者権利条約や障害者基本法の理念の実現を目指し、聞こえの共生社会を実現していくことなどを規定しています。
定義	障害者手帳を所持していることを、要約筆記者派遣の要件としている自治体などもあるが、この条例は、手帳の有無に限定をするべきではない。	この条例では、障害者基本法の理念を踏まえ、障害者手帳の有無に関係なく、聴覚に障害を持ち継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者を「聴覚障害者」と幅広く規定しています。また、「聴覚障害者」のなかには、ろう者、難聴者、中途失聴者、盲ろう者等聴覚障害の程度や失聴時期、重複する障害の有無等により手話、要約筆記、触手話等様々なコミュニケーション手段を利用して方がおられることから、こうしたことについて理解を深める意味でろう者、難聴者、中途失聴者、盲ろう者やそれぞれのコミュニケーション手段について文中で定義を設けることとしています。
	「聴覚障害者」は何を指すのか。また、「聴覚障害者」に「ろう者」を含んでも良いのではないかと。	
	「要約筆記」や「触手話」という言葉を社会に広める役割も果たすため定義をしてください。	
	「支援団体等」の中に「関係団体」は含まれるのか。説明が必要だと思う。	
		御意見をふまえ、「聴覚障害者団体」の定義で支援団体について規定します。

基本理念	「聴覚障害のある人がその障害の特性に応じたコミュニケーション手段を選択する機会を確保することにより、聴覚に障害のある人とない人とが支え合う社会を実現する」という理念に賛同する。	今後、賛同いただきました基本理念に基づき、着実に施策を実施していきたいと考えております。
	条例の基本理念については賛同できる	
	「手話の普及」「共生社会の実現」に向けた条例の趣旨は理解でき、制定について賛成する。	
手話言語	手話は「日本語とは異なり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する独自の体系を有する」と記述されていますが、実態としては、手話学習者や途中で失聴された方にとっては、この独自の体系を有した手話の習得は困難であり、日本語に手話単語を付けた話し方をすることが多いと思われる。こういった背景もあると理解したうえでの取組が重要ではないか。	この条例では、手話が独自の体系を持つ言語であるとの認識に立って施策を進めることとしています。手話の普及にあたっては、いわゆる日本語対応手話を含め広く手話を広めていきたいと考えます。
	手話を言語と認めることで手話言語も音声言語と同じように言語として認識されるようになり環境も整備されることになると思う。	
	手話が言語であるということを認める前に、まず言語は多様であるということを確認する必要があるのではないか。	
コミュニケーション手段	「手話」のみに限定せず、それぞれの特性に合ったコミュニケーション手段に対する理解に言及されているところがいいと思います。	条文中で、コミュニケーション手段の中に「要約筆記」「触手話」等の手話以外のコミュニケーション手段についても明確に位置づけていくこととしていきたいと考えます。また、条例制定後は、基本理念に基づき、手話だけではなく、聴覚障害者の様々なコミュニケーション手段について府民の理解を促進していきたいと考えます。
	「手話」に重きが置かれすぎているのではないか。聴覚障害者とのコミュニケーションは、「手話」と限らず筆談等でも可能である。大切なことは「コミュニケーション手段を選択することが出来る」ことではないか。	

コミュニケーション手段	「コミュニケーション手段」、「手話等」という記載について、具体的に、要約筆記、筆談、音声翻訳などと書いて欲しい。	
	難聴者、中途失聴の聴覚障害者にとっては、要約筆記が欠かせない大事なコミュニケーション手段である。手話の必要性だけが注目されることのないよう、難聴者や要約筆記についての理解を広げてほしい。	
関係団体	京都ではじめて市民サークルができて、ボランティアが広まったので、こうしたサークル活動の役割や支援に関することを条例にきちんと明記すべき。	京都府内の歴史的な経過を踏まえ、サークル等市民活動の役割の重要性について認識しているところです。この条例では、「聴覚障害者関係団体」として、手話サークルや要約筆記サークルの役割を明確にすることとしています。
	手話サークル、要約筆記サークル等が活動しやすいように、支援が受けられる環境を作ってほしい。	
	当事者や関係団体の取組みを府が支援、確立、発展させていくべき。	
事業者	事業者が情報保障をすることは当然であるので、「～努める」ではなく、「～実施する」とした方が良い。	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律や京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例との整合性を考慮した条文としていますので御理解をお願いします。
	病院、高齢者施設、公共交通機関等公共性の高い施設等ニーズの高い施設については、事業者の役割とは別に規定してほしい。	事業者一般の役割とは別に、聴覚障害者の暮らしに密接に関わっているという観点から、社会福祉事業者については、別に役割を規定することとしています。医療機関・公共交通機関については、御意見の趣旨に鑑み、今後施策を展開するなかで重点的に周知・啓発を行っていききたいと考えます。
	加齢による難聴者が増えており、高齢者施設や地域包括支援センターなどで理解が進むようにしてほしい。	
	医療機関に対して啓発を行ってほしい。	
	在職途中で難聴になっても働き続けられる環境の整備をしてほしい。	検討会議においても、職場の環境整備については議論のあったところです。雇用主に対して、聴覚に障害のある従業員に対する配慮や環境整備の好事例を発信する等普及啓発を進めていきたいと考えています。
聴覚障害者が健聴者と対等に働ける環境を整備してほしい。		

府民への啓発	障害のない人の理解が乏しいと思える事態に遭遇したことがある。聴覚障害のある子どもやその両親が孤立しない社会にしてほしい。	検討会議においても、聴覚障害者や聴覚障害のこ とについて府民理解が進んでいない事例が報告され、 府民への理解促進の必要性について熱心に議論さ れたところであり、府民への啓発は大切な施策であ ると考えています。条例制定後、効果的な啓発・理 解普及の方法について検討し、着実に進めていきたく いと考えます。
	府民への啓発を積極的かつ効果的に行 ってもらいたい。	
	特に職場や地域で聴覚障害者への理解 が必要。	
学校での啓発	聴覚障害者だけでなく、健聴の生徒も小 学校から授業で学ぶ必要がある。	聴覚障害者や聴覚障害、手話について教育段階で触 れてもらうことは非常に重要であると考えていま す。今後、教育委員会等関係機関と連携しながら、 学校で子どもが自然に聴覚障害者や聴覚障害、手話 について学んでもらう方法について検討し、着実に 進めていきたいと考えます。
	小学校から、授業で手話や聴覚障害者に ふれあう機会があるとよい。	
	生徒や教師だけでなく保護者への勉強 会など楽しく手話にふれる場や機会が あると望ましい。	
	京都は大学が多いので、大学の学生が手 話を習得すれば理解や普及に効果的だ る。大学などで手話を積極的に学べる よう、環境整備や大学の役割を条例でき ちんと明記すべき。	
全ての学校で子ども達に対して、手話言 語及び聴覚障害者の障害の特性に応じ たコミュニケーション手段に関する知 識の普及に努めることとしていますが、 子どもや学校の負担がないよう普及方 法に留意が必要ではないか。		
聴覚障 害児へ の教育	補聴器・人工内耳をしていても手話を用 いた教育や生活が欠かせないが、行政や 学校での理解が進んでいない。	この条例では、聴覚障害児が通学している学校等の 教員等に対してコミュニケーション手段に関する 知識・技能を習得するための研修等の措置を講じる ことを規定することとしており、こうした取組を通 じて補聴器・人工内耳装用児のコミュニケーション 手段の確保について理解を広めていきたいと考え ます。
	難聴学級、専属の教員、加配の教員、支 援員、手話通訳者等を、子どもに必要な 教育内容や環境に応じて、すぐに設置し てもらえるような内容を条例に組み込	子どものニーズに応じた適切な指導や支援につい ては、特別支援教育として取り組まれているところ です。この条例では、聴覚障害児が通学している学 校等において、特性に応じたコミュニケーション手

	んでもらいたい。	
	教育を等しく受ける権利からもその子どもが必要とする環境を整え、楽しい学校生活を送れるように配慮してほしい。	段の使用についての相談や情報提供、その他の援助を行うよう努めると規定しており、条例の趣旨を踏まえ教育委員会等と連携しながらよりよい教育の実現に向けて取組を進めていきたいと考えます。
ろう教育	「聴覚障害のある子どもが手話で各教科・領域を学ぶ」とあるが、聾学校では、児童生徒のニーズに合わせて、手話だけでなく全てのコミュニケーション手段を用いている。あたかも手話のみで学ぶことが最善であるととられかねず、府の条例として不適切なのではないか。	この条例により、聾学校において子どもの状況に応じた様々なコミュニケーション手段の選択が否定されるものではありません。しかしながら、検討会議での議論等をふまえ、聴覚障害児を教育対象とする聾学校において、手話を共通のコミュニケーション手段として位置づけることが必要であると考えます。
	特別支援学校においては、障害種別を問わず子どもの特性に応じた対応が必要である。多様なコミュニケーション手段へのニーズに対応することをまず前提としていくべきではないか。	特別支援教育においては、子どものニーズに応じた適切な指導や支援を行っているところであり、特別支援教育の趣旨にのっとり、この条例で規定する障害の特性に応じたコミュニケーション手段の使用について対応を行っていくものと考えます。
	聾学校などには、教員だけでなく、実習助手、寄宿舎指導員、栄養教諭、調理職員、事務職等の職員が携わっているため、教員から教職員という文言に変更すべき。	条文中は、直接聾学校就学児の教育や指導に関わる教員の育成及び確保について規定するものですが、御意見にもあるとおり、子どもに関わる教員以外の職員についても手話やコミュニケーション手段に関する知識を習得することは重要であり、聾学校の自主的な取組として現在も手話等の研修を実施しているところです。
ろう教育	教育環境の整備の中に、「子ども達同士が手話で語り合い、学べる集団（コミュニティ）」を追加してほしい。	御意見のとおり、共通のコミュニケーション手段を有する集団を確保することが重要であることから、条文中で「学校生活において手話を共通の意思疎通のための手段として使用することができる教育環境の整備を進める」と規定しています。
	教育のあり方全体についての提言を記載してほしい。	特別支援教育については学校教育法等にもとづき教育施策として実施しているところであり、この条例の趣旨をふまえた施策となるよう教育委員会等関係機関と連携しながら取り組んでいきます。
乳幼児支援	聴覚障害児を支援するためのネットワークを立ち上げてほしい。	検討会議においても、できるだけ早期から、聴覚障害のある子どもを持つ保護者に対して手話や聴覚障害に対する適切な情報提供、相談を行うことが必

乳幼児 支援	聴覚障害のある乳幼児とその保護者への相談、情報提供及び助言は非常に大切。最初に相談するのは保健所や耳鼻科等の医療機関が多いが、医療機関でも「人工内耳」と同程度に手話の情報も提供され、保護者等が選択できることが必要。	要であるとの指摘があったところです。検討会議での議論や御意見を十分に踏まえ、条文は、府が、聴覚障害のある子どもやその保護者に対して手話やコミュニケーション手段の習得についての相談対応や情報提供、助言等を行うこととしており、今後医療機関や療育機関、教育機関等と十分に連携して支援を進めていきたいと考えています。
	聴覚障害児を持つ健聴の保護者が、聴覚障害者団体や同じように聴覚障害児を持つ保護者等と関わりを持つことができる場が必要なので、条例に盛り込んでほしい。	
	早期の聴覚障害の発見は、その後の環境を整える時間の確保にもつながるので、新生児聴覚スクリーニングの受検率をあげる施策を検討してほしい。	
	軽・中等度難聴児補聴器助成事業を今後も継続してほしい。	
難聴者・中途失聴者支援	一人でも多くの難聴者・中途失聴者に地元で手話を習得する機会を提供してほしい。	検討会議においても、難聴者や中途失聴者等が、同じ障害を持つ仲間との交流のなかで手話や要約筆記、筆談等のコミュニケーション手段を習得してることが重要であると指摘されたところです。検討会議での議論や御意見を十分に踏まえ、市町村や関係団体等と十分に連携して施策を進めていきたいと考えています。
	補聴器は慣れるまでに相当の訓練と時間を要するため途中で挫折する人が多く問題である。	
府政における対応	府政情報の提供について、「提供に努めます」ではなく、義務的な書き方にした方がよい。	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律や京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例との整合性を考慮した条文としていますので、御理解をお願いします。
	府が率先して聴覚障害者に対する情報保障及び手話は言語であることの府民への理解促進を行うべきとの考え方から、「その実施に伴う負担が過重でない限り」の文言を削除すべき。	

府政における対応	府が率先して聴覚障害者に対する情報保障及び手話は言語であることの府民への理解促進を行うべきとの考え方から、「その実施に伴う負担が過重でない限り」の文言を削除すべき。	
	この条例推進のため、京都府の機関・部署で、聴覚障害に精通した人材（手話通訳者、聴覚障害者等）を採用してもらいたい。	この条例では、京都府職員に対する研修の機会を確保することとしており、手話やコミュニケーション手段に対する理解をもった職員育成を図りたいと考えます。
観光	古都京都に興味を持って訪れた方々が、現在住む人たちの生活に興味を広げていってもらえれば素晴らしい。 聴覚障害を持つ外国人に対する対応まで行っていくのか。	京都が全国に有数の観光地であることを考慮して、観光旅行者その他の滞在者にコミュニケーション手段にかかる合理的配慮を的確に行うための施策について規定するものです。条例施行後は、観光事業者への普及啓発、観光窓口職員のコミュニケーション手段に対する研修の実施等を検討していきたいと考えます。
	ろうあ者の手話ガイド養成を行ってほしい。	
環境整備	公共交通機関で、文字で情報が得られるような環境整備が必要。	今後、関係機関に対し、この条例の趣旨を周知するなかで、環境整備についても着実に進めていきたいと考えます。ICTの活用方法については、今後の技術的な進展を考慮しながら、聴覚障害者の社会参加を進めていく視点に立って検討を継続する必要があると考えます。
	公的機関へのヒアリンググループの設置や、ヒアリンググループに対応する補聴器の標準化など、聞こえの環境のバリアフリー化を進めてほしい。	
	ICT技術を活用した電話リレーサービス、遠隔情報支援システム等の開発、活用、普及が必要である。	
人材育成	要約筆記者が高齢化しており、人材の育成が必要。もっと多くの方が受講できるような制度の見直しや府民への啓発活動が必要だと思う。	人材確保は大きな課題と認識しています。今後、市町村、関係団体、大学等とも連携しながら支援者の養成に取り組んでいきます。
	難聴の高齢者が増加しており、難聴高齢者に対する要約筆記者の養成が必要。	

全体	努力義務やできる規定ではなく義務規定とし、実効性のある条例にしてほしい。	障害者の権利に関する条約、障害者基本法の理念を踏まえた上で、障害者差別解消法や京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例との整合性を考慮した条文としていきますので御理解をお願いします。
	手話が言語であることとコミュニケーション手段の普及は別の話なので別々に条例を制定してはどうか。	条例のあり方については、検討会議でも議論いただいた結果、京都府における聴覚障害者支援の取組を踏まえ、手話を言語として普及するとともに、ろう、難聴、盲ろう等様々な聴覚障害への理解とそのコミュニケーション手段を普及することにより、聴覚障害の有無にかかわらない共生社会を実現を目指す条例として制定することとしておりますので御理解をお願いします。
	ダイバーシティコミュニケーション（コミュニケーションの多様性について）明確に書いて欲しい。	
	わかりやすい言葉で書いてほしい。	府民の皆様には条例の趣旨及び内容についてわかりやすく知っていただくために、条例のパンフレットや逐条解説等の作成を検討していきます。
	書かれてある施策・対応について具体的に計画的に進めて頂ければと思います。	条例の基本理念及び施策の基本的な方向性に基づき、今後着実に施策を実施していきたいと考えます。
	検討会のとりまとめを実現できる条例にするべき。	
	聴覚障害のある府職員を入れて制定について検討してはどうか。	この条例については、検討会議での議論を十分に踏まえ、検討を進めてきたところです。今後、施策を実施するにあたっては障害当事者及び関係者の御意見を十分にききながら推進していきたいと考えます。